

## 1. 基本方針の目的

本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、児童の健やかな成長を保障し、いじめのない明るく楽しい学校を目指して、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処などいじめの防止等全体に係る内容を「高知市立鏡小学校いじめ防止基本方針」として定める。本基本方針は、本校におけるいじめ防止等のための取組を総合的かつ効果的に推進するための基盤となるものであり、いじめ問題に対して学校全体で組織的に対応するための方策を示すものである。

## 2. いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法（第2条）」より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止委員会」（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）で、事案（いじめが疑わしいものも含む）に関する情報を共有し、組織として判断し、積極的に認知するよう努める。

## 3. いじめの防止等のための本校の基本姿勢

いじめの防止等のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく関係機関や外部の専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 4. 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの防止等のための取組を組織的かつ実効的に行うために、「いじめ防止委員会」を設置し、その中核としての役割を担う。

### (1) 組織の構成員

校長、教頭、生徒指導担当、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、不登校支援担当、関係教職員で構成し、適宜関係機関を入れる。なお、いじめによる重大事態（P6参照）が発生した場合について、学校がその調査を行う時は、この組織を母体としつつ、事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

### (2) 組織の役割

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ②いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- ⑤いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑥基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ⑦基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑧基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

## 5. いじめの防止等に関する具体的な取り組み

### (1) いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が、すべての児童が参加、活躍、分かる授業を心がけ、児童に学力の定着を図る。そして、生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定）を意識した教育活動を行い、学習に対する達成感・成就感を育て、自己肯定感・自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。学校の教育活動全体を通して行う道徳教育や人権教育を通じて、命の大切さとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童一人一人がもつように指導する。あわせて、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

#### ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

ア 児童同士が関わり合い、互いに認め合い、高まり合う学級づくりを進め、学級が児童にとって温かい居場所であり、安心して過ごせる場となるよう努める。

イ 道徳教育、人権教育等「心の教育」の充実を図り、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができる学習活動を展開する。

ウ インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処できるよう、児童に対する情報モラル教育を推進する。

#### ②児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

ア 一人一人が活躍できる学習活動を推進する。

- ・縦割り班活動での異学年交流を充実する。
- ・児童の自発的な活動を支える集会活動や委員会活動を充実する。
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫を行う。

イ 人とつながる喜びを味わう交流活動や体験活動を推進する。

- ・友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる交流活動を充実する。
- ・自己肯定感や自己有用感、コミュニケーション力を育むために、地域の方々との交流活動を推進する。
- ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動を推進する。

#### ③教職員自身の言動により児童の人権を侵害したりいじめを助長したりすることがないように教職員自身の人権意識を高める。

#### ④日頃から情報や悩みを共有することができる、風通しの良い職場環境をつくっておく。

### (2) いじめの早期発見

①児童の声や表情、態度、健康調べ、保健室への入室回数等、毎日の児童の観察の徹底を図る。

②毎回の職員会では、児童コーナーを設定し、児童の情報共有を行う。

③年1回以上いじめ問題に関する校内研修を実施することで、教職員は児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付け、いじめに対する認知力・対応力の向上や学校としての組織的な対応につなげる。

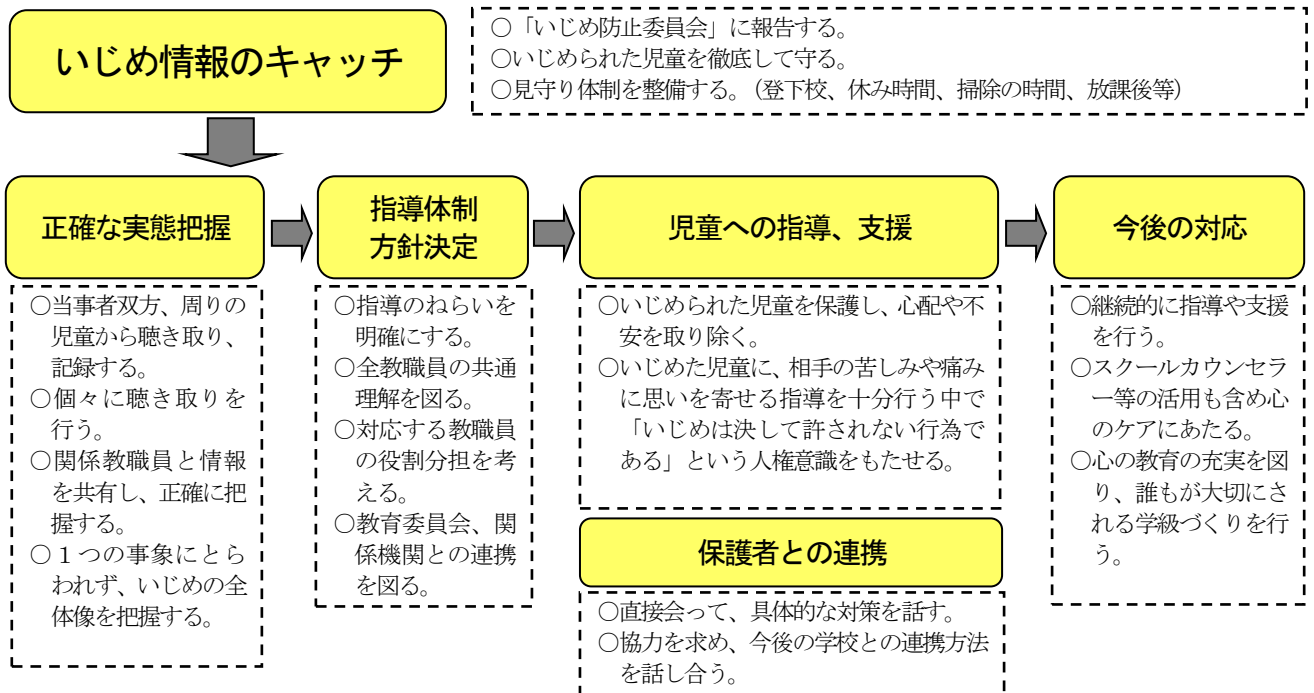
④「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。

- ⑤おかしいと感じた児童がいる場合には「いじめ防止委員会」に報告し、職員会や月1回の校内支援会等の場において情報共有することで、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ⑥様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ⑦「学校生活アンケート」を年2回、「Q-Uアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握するとともに、気になる児童については個人面談を行い、いじめの早期解決に向け迅速に対応する。
- ⑧保護者、地域との連携を図り、児童の様子に関してアンテナを高くはっておく。
- ⑨スクールカウンセラーとの連携、教育委員会や心の教育センター等相談窓口の周知等、教育相談体制の確立を図る。

### (3) いじめ事案への対処

- ①いじめを発見したときには、すぐに「いじめ防止委員会」に報告し、対応を協議し、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全教職員で組織的に対応するよう、的確な役割分担をしていじめの解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく関係機関や外部の専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図り、いじめられている児童の心のケアを行う。
- ⑥いじめが起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

### いじめ対応の基本的な流れ



※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

ア いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること (少なくとも3か月を目安とする)。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

## 6. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ア 年間30日以上欠席がある場合
  - イ 一定期間連続して欠席している場合
- ③児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

### (2) 重大事態への対応

- ①重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図（P6）」に基づいて対応する。
- ②学校が重大事態に係る事実関係の調査を実施する場合は、調査組織として、「いじめ防止委員会」の構成員に適切な専門家を加えるなどして対応する。なお、組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない者（第三者）によって構成し、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ③調査結果については、被害生徒やその保護者に対して適切に情報を提供する。

## 7. その他

- ①基本方針に基づくいじめの防止等の取り組みに対する検証・見直しについては、定期的に「いじめ防止委員会」を開催し、PDCAサイクルに基づいて検証・改善を行い、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- ②基本方針の公表については、4月のPTA総会にて保護者に説明し、あわせて、本校のホームページに公開する。